

笠岡市住宅新築助成金

最大100万円助成



助成内容

- 建築費用（500万円以上）の1/10（最大70万円）
- 中学生以下の子どもがいる世帯（ファミリーシップにある子及び出産予定を含む）には、子ども一人につき10万円（最大30万円）の加算

助成対象者

次のすべての条件を満たしている人が助成対象者になります。

- ① 住宅建築に係る工事契約日に年齢が満40歳以下の人
- ② 令和2年1月1日から令和8年3月31日まで住宅建築に係る工事を契約し、当該住宅に係る建築確認証の交付を受けた日から90日以内にこの要綱による事業の認定申請を提出し、事業認定を受け、当該建物の登記を完了した日から90日以内かつ令和9年3月31日までに交付申請を提出し、交付決定を受けた者
- ③ 建築経費が500万円以上の人
- ④ 市税等の滞納がない人
- ⑤ 申請に係る住宅の建築確認証の交付を受ける日まで1年以上本市以外の住民基本台帳に登録され、市外に居住していた者で、本市に転入し、10年以上定住することを誓約する人
※新婚等世帯家賃助成金の対象となったアパートに1年以上居住し、現在まで住民票を異動させていない者も対象に含める。
- ⑥ 建物の持分を2分の1以上有している人
（配偶者又はパートナーとの持分との合計が2分の1以上有している人を含む）

【フラット35】をご利用の方へ

笠岡市は住宅金融支援機構と提携しています。

助成対象者でフラット35をご利用の方に対して、借入金利を当初10年間引き下げています。

詳しいお手続きは、住宅金融支援機構（フリーダイヤル：0120-0860-35）

または定住促進センターまでお問合せください。

ずっと暮らしやすくなる
【フラット35】



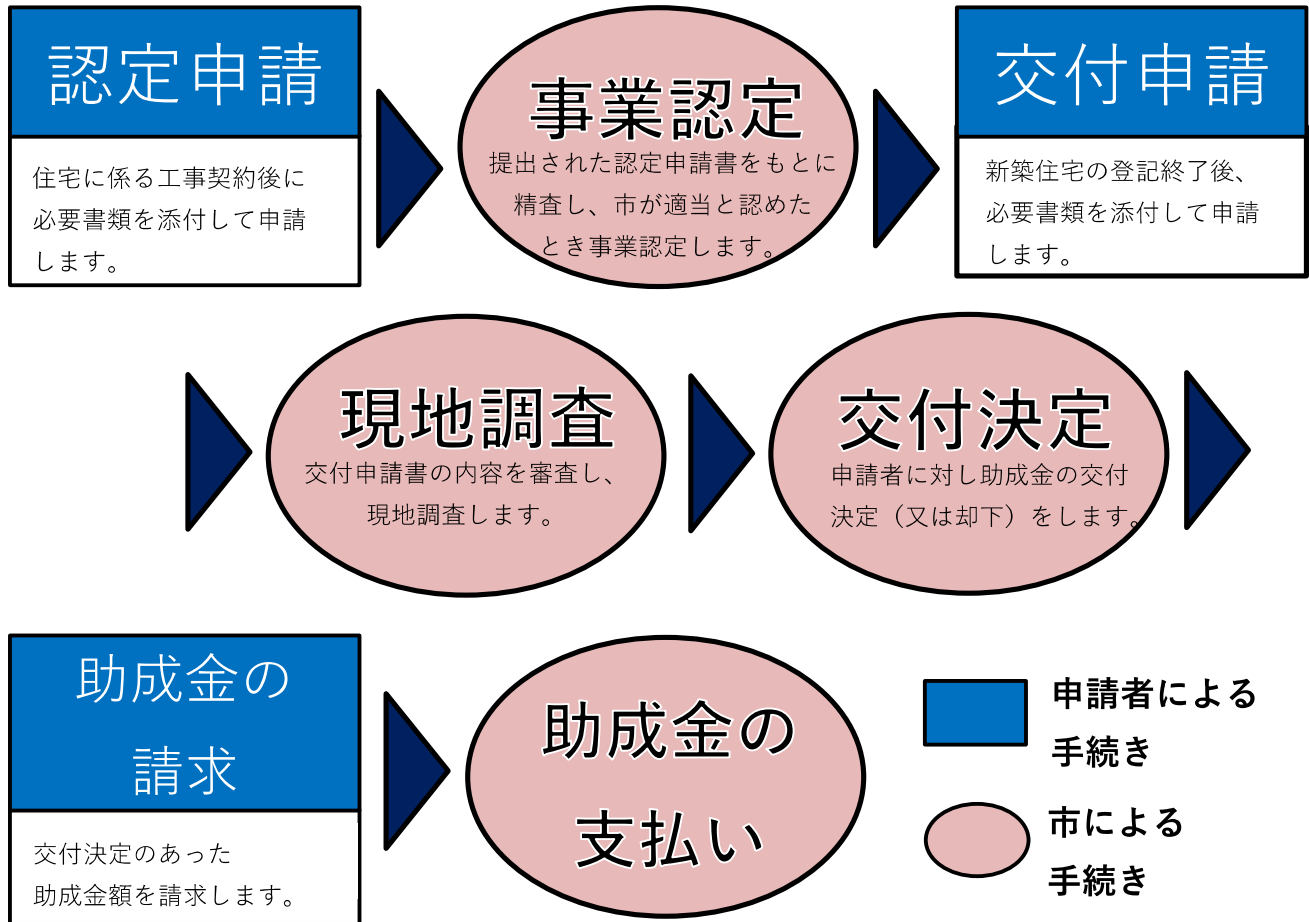
詳しくはQRコードへアクセス

詳しいお問合せは、
笠岡市定住促進センター
（笠岡市中央町1-1）

TEL: 0865-69-2377
E-mail: teijyuu@city.kasaoka.okayama.jp
WEB「だから、笠岡で暮らしたい」(QRコードからアクセス)



助成金申請から支払いまでの流れ



※「認定申請」及び「交付申請」書類一式は、笠岡市定住促進センターでお受け取りいただけます。また、笠岡市ホームページからもダウンロードできます。

[笠岡市住宅新築助成金](#)

検索

笠岡市には安心して子育てしていただくための支援がたくさんあります！！

- 保育所（園）が充実**
休日保育・一時保育や病後児保育制度実施園があります。
- 子ども医療費公費負担制度**
中学生までの医療費、高校生までの入院費を助成します。
- 放課後児童クラブの開設**
昼間、保護者が労働等のために家庭にいない小学生低学年対象に放課後や休日に学校の余裕教室などを活用して生活の場を提供します！市内15か所で開設しています。
- 子育て支援コンシェルジュ**
子育て経験豊富なコンシェルジュが、相談や情報提供を行います。
- 子育て世代包括支援センター「ほっと★はぐ」**
妊娠期から子育て期まで切れ目なく保健師及び助産師等が支援します。
- 多世代同居等支援事業**
親子や孫が同居、近居するための費用を一部助成します。（最大15万円）
※住宅新築助成金と併用することはできません。
- 母子健康手帳アプリ 「kasaoka すくすくログ」**
予防接種等のスケジュールや成長の記録、子育て支援制度の検索ができます。

笠岡市住宅リフォーム助成金

地域経済の活性化及び良質な住宅ストックの形成を促進し、市民の住環境の向上及び安心・安心なまちづくりの実現を図るため、市内の建築業者等を利用して耐震性の確保された住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を予算の範囲内で助成する制度です。
 ※申請書は、工事開始の2週間前までに提出してください。

助成対象者

- 本市に住所を登録している者又は助成対象工事の完了までに本市に住居を登録するものがある者
- 助成対象者及び助成対象住宅に居住する世帯の者全員に市税及び税外収入金の滞納がない者
- 暴力団員及び暴力団員等でない者

助成対象住宅(市内の住宅)

- 助成対象者が所有し、又は所有者がリフォームすることに承諾している住宅の居住部分(建築基準法その他の法令に違反していないもの)で、自己の居住の用に供するものうち、建築確認済証の交付を受け、耐震性が確保されている住宅(詳細は添付ページ)
- 集合住宅の場合、対象者の専有部分
- 併用住宅の場合、対象者の居住部分
- ※公営住宅(県営住宅・市営住宅)は対象外

助成対象工事

- 助成対象工事の施工業者が、市内建築事業者(個人事業者を含む。)であること。而して、本社は、本誌を有する業者であること。
- 助成対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)が、20万円以上であること。
※耐震改修補助事業申請住宅の場合は、上記が100万円以上であること。
- 助成金交付決定通知書受理後に、助成対象工事に着手すること(着工後のものは対象外)。
- 申請年度中に工事を完了し、実績報告書を提出すること。
- ※他の制度による補助を受けている工事は、対象外

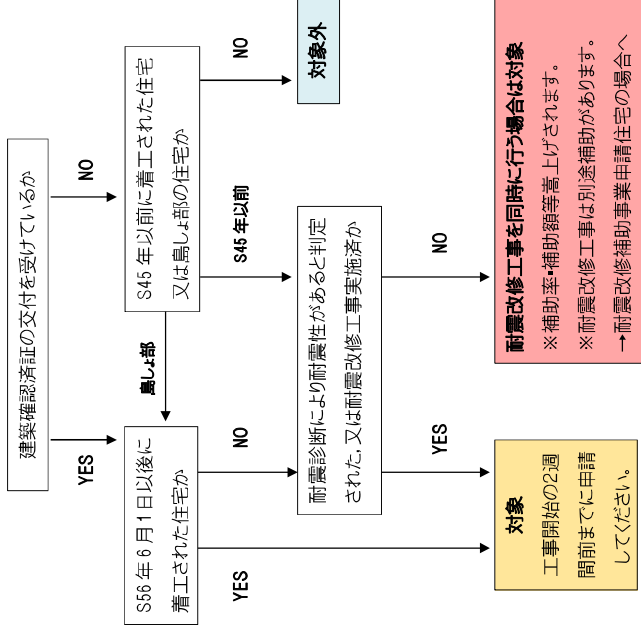
助成金額

助成対象工事に必要な経費の100分の10相当額(千円未満切捨)以内とします。
 ただし、助成金額の上限は、20万円です。
 ※助成対象住宅が居住誘導区域内の場合は最大5万円加算 ※詳細は右ページ



問合せ先 笠岡市 建設部 都市計画課
 笠岡市中央町番地の1
 TEL 0865-69-2138

★助成対象住宅かどうか確認してください。



★助成金額を確認してください。

- 一般住宅の場合
 - 助成金額＝助成対象工事費×1/10(千円未満切捨) ※上限20万円 …④
 - ※居住誘導区域内(裏面)の住宅の場合
 - 助成対象工事費が50万円未満 → 助成対象工事費×2/10(千円未満切捨)＝助成金額
 - 助成対象工事費が50万円以上 → ④+5万円＝助成金額
- 耐震改修補助事業申請住宅の場合
 - 助成金額＝助成対象工事費×1/2(千円未満切捨) ※上限70万円 …⑥
 - ※居住誘導区域内(裏面)の住宅の場合 ⑥+10万円＝助成金額

フラット35をご利用の方へ

笠岡市は住宅金融支援機構と提携しています。
 助成対象者でフラット35をご利用の方に対して、借入金利を当初5年間引き下げています。
 詳しいお手続きは、住宅金融支援機構(フリーダイヤル:0120-0860-35)または笠岡市定促進センター(0865-69-2377)へお問合せください。



居住誘導区域 = 緑の枠で囲まれた区域

コンパクトなまちづくりを推進してまちの活力を維持することにより、持続可能なまちの実現を目指して策定した「笠岡市立地適正化計画」で定められた区域で、人々の居住を誘導し人口密度を維持していこうとする区域

